

規程類必須項目確認書

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	佐賀の魅力発掘・地域活力向上事業～多様な主体が活躍する「居場所」と「出番」を！～
団体名：	公益財団法人佐賀未来無創造基金
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

（注意事項）
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎後日提出する規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの 規程類	提出時期（選択）	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1) 開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第20条	
(2) 招集権者		公募申請時に提出	定款	第21条1項	
(3) 招集理由		公募申請時に提出	定款	第21条2項	
(4) 招集手続		公募申請時に提出	定款	第22条	
(5) 決議事項		公募申請時に提出	定款	第25条	
(6) 決議（過半数が3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第25条	
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第28条	
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関 する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第25条	
●理事会の構成					
(1) 理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第30条	
(2) 理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第30条	
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1) 開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第41条	
(2) 招集権者		公募申請時に提出	定款	第42条	
(3) 招集理由		公募申請時に提出	定款	第40条	
(4) 招集手続		公募申請時に提出	定款	第42条	
(5) 決議事項		公募申請時に提出	定款	第40条	
(6) 決議（過半数が3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第45条	
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第47条	
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行 う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第45条	
●理事の職務権					
JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規 程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3,4,5,6条,別表	
●監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出して ください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款、監事監査規程	第3、4、5条	
●役員及び評議					
(1) 役員及び評議員（置いている場合にのみ）の報酬の額	役員及び評議員の 報酬等並びに費用 に関する規程	公募申請時に提出	定款、役員報酬規程	第35条	
(2) 報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第5条、第6条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守（暴力団、反社会的勢力の排除）		公募申請時に提出	倫理規程	第14条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第11条
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第12条
● 利益相反防止に関する規程				
(1) -1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・ 倫理規程 ・ 理事会規則 ・ 役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・ 就業規則 ・ 審査会議規則 ・ 専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反管理規程	第2条
(1) -2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規程	第2条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規程	第3条、第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会（外部委員は必須） 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条、第6条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条、第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口（外部窓口の設置が望ましい）	内部通報（ヘルプライン）規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織（事務局）に関する規程				
(1) 組織（業務の分掌）	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理（決裁）		公募申請時に提出	事務局規程	第6条、第7条、第8条
● 職員の給与等				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規程	第2条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規程	第3条、第4条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	情報公開規程別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第10条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第21条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第9条、第11条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第22条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第16条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第42条

公益財団法人佐賀未来創造基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人佐賀未来創造基金と称し、英文では、Saga Future Design Foundation と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更し、又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会的課題解決及び新しい価値の創造のための事業を行う市民社会組織（以下、「CSO」という。）、企業及び個人（以下、「企業等」という。）並びに日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者（以下、「社会的弱者」という。）の支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (2) CSO、企業等及び社会的弱者に対する助成、顕彰、報奨、融資、債務保証及びその他必要な資源を提供する事業
- (3) 社会的課題解決及び新しい価値の創造のために、地域の動産、不動産などの資源の活用及び運用に関する相談、コンサルティング事業
- (4) CSO、企業等の組織基盤強化のための人材及び組織の育成事業
- (5) CSO、企業等、社会的弱者及び資源提供者に対する相談、コンサルティング事業
- (6) 社会的課題解決及び新しい価値の創造に関する普及啓発及びセミナー事業
- (7) 社会的課題解決及び新しい価値の創造に関する調査研究及び情報発信事業
- (8) 社会的課題解決及び新しい価値の創造のための県内外の各関係支援機関との連絡調整及びネットワーク構築並びにこのネットワークを活用したコレクティブインパクト事業
- (9) CSO、企業等及び社会的弱者の支援に関する受託事業及び補助事業

(10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に規定する事業は、佐賀県内において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の抛出)

第5条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、当法人のために抛出する。

(財産の種別等)

第6条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号以下「認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）に使用するものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産について当法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 当法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業年度)

第9条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、

第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条（平成十九年内閣府令第六十八号）の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第12条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を受けなければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を受けなければならない。

（会計原則等）

第13条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 当法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

（定数）

第14条 当法人に、評議員6人以上15人以内を置く。

（選任及び解任）

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他次に掲げる特殊の関係がある者（以下「特殊の関係がある者」という。）の合計数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員の現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

ア 当該理事又は評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ 当該理事若しくは評議員の使用人又は使用人以外の者で当該理事若しくは評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者と、事実婚以外の者で評議員から受ける金銭等により生計を維持している者

ウ ア又はイに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者

エ 当該理事、評議員又はアからウまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第15号に規定する役員（（ア）において「会社役員」という。）又は使用人である者

（ア） 当該理事又は評議員が会社役員となっている他の法人

（イ） 当該理事、評議員若しくはアからウまでに掲げる者又はこれらの者と同法第2条第10号に規定する法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他次に掲げるこれに準ずる相互に密接な関係にある者（以下「相互に密接な関係にある者」という。）である評議員の合計数が評議員現在数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

イ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

（ア） 国の機関

（イ） 地方公共団体

（ウ） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

（エ） 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

（オ） 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立

行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員に、この法人の監事の親族その他特殊の関係がある者が含まれないものであること。

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任したことにより第14条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 役員の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項
(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第22条 代表理事は、評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法（評議員の承認を得た場合に限る。）により、評議員会の日の5日前までに評議員に対し通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から互選により定める。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分及び除外の承認
- (5) その他法令で定めた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第26条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき

評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 評議員会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載し、又は記録しなければならない。

第6章 役員等

（種類及び定数）

第29条 当法人に、次の役員を置く。

（1）理事 6人以上15人以内

（2）監事 2人以上

2 理事のうち、1人を代表理事とし、3人以内を業務執行理事とする。

（選任等）

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事の中から、副理事長及び専務理事を選定することができる。ただし、副理事長は2人以内、専務理事は1人とする。

5 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

7 この法人の監事は、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人を兼ねること

ができない。また監事が複数の場合は、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。

3 副理事長は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務（当法人を代表して行うものを除く。）を代行する。

4 専務理事は、代表理事及び副理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

5 代表理事、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任により退任したことにより第29条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(顧問)

第36条 当法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第38条 当法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第198条で準用する一般法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、外部役員等（一般法人法第115条第1項に規定する「外部役員等」をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会等

(設置)

第39条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第38条の責任の免除及び責任限定契約の締結
(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発し

なければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、代表理事とする。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がある提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載し、又は記録しなければならない。

(運営委員会)

第48条 当法人は、当法人が行う事業についての助言や、運営への協力を得るために運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会は、代表理事が推薦し、理事会が認めた運営委員並びに代表理事及び専務理事で構成する。
- 3 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 当法人の事業についての助言や運営への協力について意見交換を行う。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。
- 4 運営委員会の委員は、理事会において選任し、及び解任する。
- 5 運営委員は、無報酬とする。
- 6 運営委員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条（目的）及び第4条（事業）並びに第15条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

(合併等)

第50条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって、他の一般財団法人又は一般社団法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第51条 当法人は、当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 当法人が、公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第54条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第9章 公告の方法

(公告)

第55条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

(設置)

第56条 当法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は代表理事が理事会の承認を得て任免し、それ以外の職員は代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により定める。

第11章 賛助会員

(賛助会員)

第57条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める入会及び退会に関する規程によるものとする。

第12章 補 則

(株式等に係る議決権)

第58条 当法人が株式又は出資を保有する場合において、当該株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を要する。

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第60条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法及び認定法等の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。ただし、第6条第4項、第11条第3項及び第52条の規定は、認定法第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

2 当法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時評議員 伊佐 淳、泉 万里江、井本 浩之、江口 寧子
織田 良範、久保山 義明、檀 哲雄、野口 淳子
原田 紀代、古川 孝和、宮副 直記、宮地 大治
吉原 俊樹

設立時理事 有岡 大介、岩永 清邦、大石 秀一、北村 鐵夫
古賀 直、中島 清孝、西岡 聖師、古川 久美子
松田 義太、山田 健一郎、横尾 隆登、吉村 興太郎

設立時監事 赤司 久人、田村 浩司

3 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 山田 健一郎

4 当法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立者 川副 知子

住 所

設立者 大野 博之

住 所

設立者 吉村 興太郎

住 所

5 当法人の最初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

6 当法人の設立初年度の事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

以上、一般財団法人佐賀未来創造基金を設立するため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成25年3月28日

設立者 川副 知子

設立者 大野 博之

設立者 吉村 興太郎

(設立時拠出財産目録)

設立者	拠出財産
川副 知子	1, 3 5 0, 0 0 0 円
大野 博之	3 0 0, 0 0 0 円
吉村 興太郎	1, 3 5 0, 0 0 0 円

附 則

- 1 変更後の定款は、平成 2 6 年 3 月 1 0 日から施行する。
- 1 変更後の定款は、平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日から施行する。
- 1 変更後の定款は、平成 3 0 年 6 月 2 0 日から施行する。
- 1 変更後の定款は、令和 2 年 3 月 1 6 日から施行する。

この定款は公益財団法人佐賀未来創造基金の現行定款に相違ないことを証する。

令和 2 年 3 月 2 3 日

公益財団法人佐賀未来創造基金
理事長 山田 健一郎

履歴事項全部証明書

佐賀市唐人二丁目5番25号
公益財団法人佐賀未来創造基金

会社法人等番号	3000-05-006123	
名 称	<u>一般財団法人佐賀未来創造基金</u>	
	公益財団法人佐賀未来創造基金	平成25年11月 1日変更 平成25年11月 5日登記
主たる事務所	<u>佐賀市白山二丁目1番12号佐賀商工ビル7階</u> <u>佐賀市市民活動プラザNo. 171</u>	平成26年 4月 1日移転 平成26年 4月10日登記
	佐賀市唐人二丁目5番25号	令和 3年 3月13日移転 令和 3年 3月30日登記
	電子公告により行う。 <u>http://www.saga-mirai.jp</u> やむを得ない事由によって上記の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。	平成25年11月 1日変更 平成25年11月 5日登記
	電子公告により行う。 <u>http://www.sagamirai.jp</u> やむを得ない事由によって上記の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。	平成30年12月 1日変更 平成31年 1月30日登記
法人の公告方法	電子公告により行う。 <u>https://saga-mirai.jp</u> やむを得ない事由によって上記の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。	令和 2年 2月 1日変更 令和 2年 2月20日登記
	法人成立の年月日	平成25年4月1日
目的等	<u>目的及び事業</u> <u>当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会の実現に寄与することを目的とする。</u> <u>当法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</u> <u>(1) 市民社会組織（以下「CSO」という。）等の資金確保のためのプログラム開発</u>	

	(2) CSO等に対する助成 (3) CSO等に対する研修 (4) 寄付文化の普及啓発 (5) ボランティア活動の普及啓発 (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業 平成26年 3月10日変更 平成26年 3月12日登記	
	目的及び事業 当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会の実現に寄与することを目的とする。 当法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 社会的課題解決及び新しい価値の創造のための事業を行う市民社会組織（以下、「CSO」という。）、企業及び個人（以下、「企業等」という。）並びに日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者（以下、「社会的弱者」という。）の支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業 (2) CSO、企業等及び社会的弱者に対する助成、顕彰、報奨、融資、債務保証及びその他必要な資源を提供する事業 (3) 社会的課題解決及び新しい価値の創造のために、地域の動産、不動産などの資源の利活用及び運用に関する相談、コンサルティング事業 (4) CSO、企業等の組織基盤強化のための人材及び組織の育成事業 (5) CSO、企業等、社会的弱者及び資源提供者に対する相談、コンサルティング事業 (6) 社会的課題解決及び新しい価値の創造に関する普及啓発及びセミナー事業 (7) 社会的課題解決及び新しい価値の創造に関する調査研究及び情報発信事業 (8) 社会的課題解決及び新しい価値の創造のための県内外の各関係支援機関との連絡調整及びネットワーク構築並びにこのネットワークを活用したコレクティブインパクト事業 (9) CSO、企業等及び社会的弱者の支援に関する受託事業及び補助事業 (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業 令和 2年 3月16日変更 令和 2年 3月25日登記	
役員に関する事項	評議員 伊 佐 淳	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	評議員 泉 万 里 江	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記

	<u>評議員</u> <u>井 本 浩 之</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>江 口 寧 子</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>久 保 山 義 明</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>檀 哲 雄</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 2年 1月 6日死亡
		令和 2年 2月20日登記
	<u>評議員</u> <u>野 口 淳 子</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>古 川 孝 和</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記

	<u>評議員</u> <u>宮 副 直 記</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>宮 地 大 治</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>吉 原 俊 樹</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>上 野 景 三</u>	平成29年 6月24日就任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> 伊 佐 淳	令和 3年 7月19日就任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> 泉 万 里 江	令和 3年 8月28日就任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> 井 本 浩 之	令和 3年 7月20日就任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> 久 保 山 義 明	令和 3年 7月22日就任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> 野 口 淳 子	令和 3年 7月21日就任
		令和 3年12月24日登記

評議員	古川孝和	令和3年7月26日就任
		令和3年12月24日登記
評議員	宮副直記	令和3年7月24日就任
		令和3年12月24日登記
評議員	吉原俊樹	令和3年7月22日就任
		令和3年12月24日登記
代表理事 山田健一郎		平成29年7月24日就任
		平成29年10月17日登記
		令和1年6月22日退任
		令和1年7月11日登記
代表理事 山田健一郎		令和1年7月6日就任
		令和1年7月11日登記
		令和3年7月14日退任
		令和3年12月24日登記
代表理事 山田健一郎		令和3年9月10日就任
		令和3年12月24日登記
理事 岩永清邦	理事 岩永清邦	平成29年6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和1年6月22日重任
		令和1年7月11日登記
		令和3年7月14日退任
		令和3年12月24日登記
理事 大石秀一		平成29年6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和1年6月22日退任
		令和1年7月11日登記

	<u>理事</u>	<u>北村鉄夫</u>	平成29年 6月24日重任
			平成29年10月17日登記
			令和 1年 6月22日退任
			令和 1年 7月11日登記
	<u>理事</u>	<u>古賀直</u>	平成29年 6月24日重任
			平成29年10月17日登記
		<u>古賀直</u>	令和 1年 6月22日重任
			令和 1年 7月11日登記
			令和 3年 7月14日退任
			令和 3年12月24日登記
	<u>理事</u>	<u>中島清孝</u>	平成29年 6月24日重任
			平成29年10月17日登記
		<u>中島清孝</u>	令和 1年 6月22日重任
			令和 1年 7月11日登記
			令和 3年 7月14日退任
			令和 3年12月24日登記
	<u>理事</u>	<u>西岡聖師</u>	平成29年 6月24日重任
			平成29年10月17日登記
			令和 1年 6月22日退任
			令和 1年 7月11日登記
	<u>理事</u>	<u>古川久美子</u>	平成29年 6月24日重任
			平成29年10月17日登記
		<u>古川久美子</u>	令和 1年 6月22日重任
			令和 1年 7月11日登記
			令和 3年 7月14日退任
			令和 3年12月24日登記

	<u>理事</u>	<u>山田健一郎</u>	平成29年 6月24日重任
			平成29年10月17日登記
		<u>山田健一郎</u>	令和 1年 6月22日重任
			令和 1年 7月11日登記
			令和 3年 7月14日退任
			令和 3年12月24日登記
	<u>理事</u>	<u>横尾隆登</u>	平成29年 6月24日重任
			平成29年10月17日登記
		<u>横尾隆登</u>	令和 1年 6月22日重任
			令和 1年 7月11日登記
			令和 2年 8月11日辞任
			令和 2年 8月19日登記
	<u>理事</u>	<u>吉村興太郎</u>	平成29年 6月24日重任
			平成29年10月17日登記
		<u>吉村興太郎</u>	令和 1年 6月22日重任
			令和 1年 7月11日登記
		<u>吉村興太郎</u>	令和 3年 7月14日重任
			令和 3年12月24日登記
	<u>理事</u>	<u>徳永洋子</u>	平成29年 6月24日重任
			平成29年10月17日登記
		<u>徳永洋子</u>	令和 1年 6月22日重任
			令和 1年 7月11日登記
			令和 3年 7月14日退任
			令和 3年12月24日登記

	<u>理事</u> <u>田 村 幸 子</u>	令和 1 年 6 月 2 2 日就任
		令和 1 年 7 月 1 1 日登記
		令和 3 年 7 月 1 4 日退任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> 岩 永 清 邦	令和 3 年 7 月 2 0 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> 古 賀 直	令和 3 年 7 月 2 6 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> 中 島 清 孝	令和 3 年 7 月 2 1 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> 古 川 久 美 子	令和 3 年 7 月 2 7 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> 山 田 健 一 郎	令和 3 年 7 月 1 9 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> 徳 永 洋 子	令和 3 年 7 月 2 1 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> 田 村 幸 子	令和 3 年 7 月 2 6 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>監事</u> <u>赤 司 久 人</u>	平成 2 9 年 6 月 2 4 日重任
		平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日登記
		令和 3 年 7 月 1 4 日退任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>監事</u> <u>田 村 浩 司</u>	平成 2 9 年 6 月 2 4 日重任
		平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日登記
		令和 3 年 7 月 1 4 日退任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記

	監事	赤 司 久 人	令和 3 年 7 月 1 9 日就任
			令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	監事	田 村 浩 司	令和 3 年 7 月 2 0 日就任
			令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第198条で準用する一般法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。		
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、外部役員等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項に規定する「外部役員等」をいう。）との間で、一般法人法第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額とする。		
登記記録に関する事項	設立 平成25年 4 月 1 日登記		



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 4 年 1 1 月 1 4 日
佐賀地方法務局
登記官

永 田 敦 子

